

議案第7号

浦安市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正にない、育児に関する職員の個別の事情に対応して、仕事と育児の両立に資するよう、職員から当該職員又はその配偶者の妊娠、出産等についての申出があった場合等における措置等を定めるため、所要の改正を行うものである。

浦安市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

浦安市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とし、第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出があった場合等における措置等）

第18条の2 任命権者は、浦安市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための面談その他の措置
- (3) 浦安市職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための面談その他の措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の

家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。